

一般廃棄物収集運搬業許可証

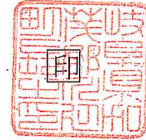
コピー厳禁

住 所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地
氏 名 株式会社 橋本
代表取締役 橋本 和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

令和4年3月14日

川辺町長 佐藤 光宏



記

- 事業の範囲
取り扱う一般廃棄物の種類 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物
特定家庭用機器廃棄物
町の収集運搬委託を除く一般廃棄物
引っ越しに伴う一般廃棄物
- 許可期間 令和4年 4月 1日から 令和6年 3月31日まで
- 許可条件 令和4年度及び令和5年度川辺町一般廃棄物処理実施計画に従って処理すること。